まち協の自主解散(解散決議)を考える

芦屋中央地区震災復興まちづくり協議会

顧問弁護士 坂和章平

1.当まち協は本年6月4日開催された第7回総会でまち協を解散する旨の決議をし、自主的に解散した。 会員総数494名中、本人出席44名、委任状出席159名の総会での決議である。まち協の解散をめぐっては、事前の打ち合わせでも「時期尚早」「まだ事業は終了していないのになぜ・・」という意見もあったし、総会の会場でも同じ意見が出された。自主的解散をどう位置づけるかは微妙な問題である。震災後各地でまち協が結成されたが、本件は解散決議で自主的に解散した最初のケースであるため、当まち協顧問弁護士としてその位置づけを考えたい。

2.当まち協は震災から約半年後の平成7年8月6目にやっと結成されたことからわかるように、復興まちづくりへの住民の盛り上がりから結成されたものではなく、コンサルの応援もなかった。そのため事業計画についても行政提案に対する住民案の提示に至らず、住民の意見をバラバラに提出しただけとなり、これを一部受け入れた行政による修正案が平成8年6月18目最終の事業計画として認可された。以降、当まち協は仮換地について・供覧や個別説明会の実施・現地相談所の開設・アンケートの実施・数件の仮換地について修正の申入れ・公共施設の整備の要望等の活動を展開し、現在仮換地指定約70%、使用収益の開始約30%ながら現地換地分を含めると仮換地指定は実質98%完了した。これにより事業の焦点はしだいに個人の補償問題に移行し、まち協の行事への住民の参加は減少した。つまり、まち協として取り組むべき課題そのものが縮小したのである。

3.他方当地区では、事業計画に反対する一部の住民が「住民の会」を結成し、事業批判とまち協批判を展開した。まち協批判のビラは役員の人格攻撃を含めた下劣なものも多く、多くの役員は「消耗」し、総会はその運営をめぐって「荒れた総会」となった。まち協と住民の会の間を「取り持つ」ことを旗印とした「復興協議会」のメンバーも昨年の総会でまち協役員に選任されながら、役員としての十分な役割は果たしていない。4.この状況下、私は当まち協の役割はほぼ果たし終えたとの認識により、自主的解散の提案をした。そもそも、当まち協が震災復興土地区画整理事業について住民の意見を具申し、施行者や行政と協議するための唯一の公認住民団体として成立した以上、復興事業の終了とともにその役割を終えることは明らかである。もっとも、復興事業の終了とまち協の解散はイコールではなく、「衣替え」したまち協への「変身」が望ましい。つまり「震災復興」の「冠」をとり、まちづくり全般を課題とする新たな組織(株式会杜化もありうる)に生まれ変わることがベストであり、他地区では一部その例も生まれている。

しかし当まち協は残念ながらそこまでの「変身」能力はなかった。逆に、仮換地の指定が事実上 98%終了する中、一方ではまち協としての活動課題の縮小、住民の参加意欲の減退(総会への出席も委任状出席が 3/4 を占める)が生まれ、他方では「住民の会」が個人的な仮換地指定への不服申立とまち協攻撃を続ける現状を見れば、早晩、まち協総会すら不成立となる恐れもあった。そうなればまち協は機能不全となり、死に体となることは明らかである。今般の当まち協の解散は、いわば、体力のあるうちに自ら身の処し方を決めたものであり、決して望ましいものではないが、当地区の実情下ではベストの選択であったと考えている。 5.残る事業についての住民意思の集約は、今後自治会や商店会等が受け皿となってやるべきだし、まち協の旧役員はそれぞれの持場で役割を果たすだろう。当まち協は合理的手段を経て解散に至ったが、当地区でのまちづくりの課題は多い。震災後5年余りの復興まちづくりの実践と学習の中、新たなまちづくりのための住民組織の誕生を期待したい。